本県指導指針に基づく太陽光発電施設の適切な導入に係る手続き等フロー

※ このフローは、本指針における一般的な流れの概要を示したものです。

対象となる太陽光発電事業者

○ 栃木県内において、出力50ｋW以上の太陽光発電施設を設置・運営する事業者

◆主な調整事項◆
○当該地域の土地利用計画との整合性
○周辺環境・景観との調和及び地域住民の理解（説明会等）

第２章第１節 企画立案

STEP1　事業計画に関する事前相談

○市町太陽光発電担当窓口への事前相談（発電出力・用地等）
○土地利用関係法令等所管部署（市町・県）への事前相談

☞ POINT
- 当該地域の土地利用計画
- 当該地域の法令や条例による規制等
- 市町条例※1や市町要綱等※2に基づく事前協議の有無等
- 「立地を避けるべきエリア」「立地に慎重な検討を要するエリア」の該当の有無

※ 市町において、太陽光発電施設を対象とした条例、要綱、ガイドライン等を定めて取り組んでいる場合は、市町の条例等が優先されますので、市町窓口に確認の上、手続きを進めてください。

STEP２　説明会の実施

○地域住民等への説明会の実施
○事業概要書の作成

STEP3　事業概要書の提出

○市町太陽光発電担当窓口への事業概要書の提出
○地域住民等への説明会等実施状況の報告
○土地利用関係法令等所管部署（市町・県）への確認・相談　等

☞ POINT
- 周辺環境との調和
- 地域住民等の理解

【5ha以上】
県大規模開発事前協議※3の実施

第２章第２節 設計・施工

STEP４　関係法令申請等の作成・提出

○実施設計書の作成 ⇒ 土地利用関係法令等の許可申請書、届出書等の作成
○指導事項の調整等
○関係法令等所管部署への手続き

許認可等

施工（工事着手）

第２章第３節 運用・管理

STEP５　適正な維持管理

第２章第４節 撤去及び処分

STEP６　事業終了後の適正な撤去・処分

※１：市町条例・・・市町が定めている太陽光発電施設を対象とした条例
※２：市町要綱・・・市町が定めている一定規模以上の土地開発事業に関する指導要綱等
※３：県大規模開発事前協議・・・県土地利用に関する事前指導要綱に基づき5ha以上の土地について開発事業を行おうとする場合等に実施を要する事前協議